

事 務 連 絡

平成 2 3 年 6 月 2 9 日

各都道府県衛生主管部（局）

医療主管課 御中

厚生労働省医政局指導課

「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置について（通知）」の一部訂正について

「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置について（通知）」（平成23年3月17日付け医政発0317第22号厚生労働省医政局長通知）が発出されたところですが、その内容の一部に下記のとおり誤りがございましたので、別添により差替えをお願いいたします。

記

誤	正
第2 法令上の義務が期限内に履行されなかった場合の責任の免除について	第2 法令上の義務が期限内に履行されなかった場合の責任の免除について
2 (略)	2 (略)
(ii) 医療法(昭和23年法律第205号)関係	(ii) 医療法(昭和23年法律第205号)関係

<p>病院等の開設等の届出義務 (第8条、第8条の2第2 項、第9条)</p> <p>医療法人の事業報告書等の 届出義務(第52条第1項)</p> <p>医療法人の清算人による公 告義務(第56条の8第1項)</p> <p>医療法人合併認可後の財産 目録及び貸借対照表作成義 務(第58条第1項)</p> <p><u>医療法人の清算人による公 告義務(第56条の8第1項)</u></p>	<p>病院等の開設等の届出義務 (第8条、第8条の2第2 項、第9条)</p> <p>医療法人の事業報告書等の 届出義務(第52条第1項)</p> <p>医療法人の清算人による公 告義務(第56条の8第1項)</p> <p>医療法人合併認可後の財産 目録及び貸借対照表作成義 務(第58条第1項)</p> <p><u>医療法人合併認可後の公告 等の義務(第59条第1項)</u></p>
--	---

(照会先)

厚生労働省医政局指導課

TEL 03-5253-1111 (内線 4137)

03-3595-2194 (医政局指導課直通)

企画法令係 福田 佳英

E-mail: fukuda-yoshie@mhlw.go.jp